利用運送契約書

　第一種貨物利用運送事業を営む　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と第一種貨物利用運送事業を営む　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）との間における利用運送業務について、次のとおり契約を締結する。

第１条（契約の範囲）

　荷主の要求による運送業務について、甲及び乙は利用運送に従事する。

　乙は、乙の契約先自動車運送事業者に貨物運送業務を委託するものとする。

第２条（貨物の受渡方法及び運送責任の分野）

　貨物の甲乙両者における発着扱いは、送り状と貨物を照合して行う。発送貨物は、甲が乙の指定する自動車運送事業者に引渡したときから乙の責任とする。乙は、乙並びに乙の指定する自動車運送事業者が運行休止又は欠行する場合は、甲に事前に通知する。

第３条（荷主に対する責任、損害賠償の範囲）

　貨物事故の責任は、その荷主に対して甲が負い、甲は甲並びに乙両者の責任分野によって、乙に対して求償権を持ち、賠償の範囲は貨物自動車利用運送約款によるものとする。

甲乙共に故意又は重大なる過失がある事項に関しては、前項の規定に拘わらず、各々その責任を負うものとする。

第４条（事故の処理）

　貨物の事故の処理は、甲乙協議のうえ、これを行うものとする。

第５条（運送保険）

　車両及び積荷保険の費用は、乙の指定する自動車運送事業者の負担とする。

なお、荷主の要求にて付した運送保険は、その申込みを受付けた甲又は乙にて取扱うものとする。

第６条（運送順位）

　法令に定めのない限り、貨物の運送は受付順位によるものとする。

第７条（運賃及び料金）

　甲が乙に対して支払う運賃及び料金は、乙が主務官庁に届け出た運賃及び料金によるものとする。

第８条（運賃及び料金の決済）

　貨物運賃及びこれに付随する料金の精算は、毎月末をもって締切計算をし、翌月末日までに甲乙にて決済する。

第９条（他者との同種契約）

　乙は、甲の営業区域と認められる地区に、甲と同一業務とみなされる業務施設（直営店、代理店、取扱店、その他）を開設しようとするときは、甲との協議を要する。

第１０条（契約期間）

　本契約は、令和　　年　　月　　日から　　年間効力を有する。

　ただし、契約期間が満了する　月前までに甲乙双方から何ら意思表示がない場合は、更に１年間延長するものとし、以後も同様とする。

第１１条（契約の解除及び更改）

　本契約の条項中、契約の継続を不適当と認めたるときは、甲乙協議のうえ、これを解除又は更改することができる。

　以上、この契約締結の証として、契約書２通を作成し、甲乙各々記名捺印のうえ、各１部を保有する。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　乙